○佐久市・北佐久郡環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

令和２年10月19日条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	位　置
佐久平クリーンセンター	佐久市上平尾2033番地

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）組織市町　佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町をいう。

（２）事業者　組織市町の区域内において事業活動を行う者をいう。

（３）廃棄物　法第２条第１項に規定する廃棄物をいう。

（４）一般廃棄物　法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。

（５）家庭系一般廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（６）事業系一般廃棄物　事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（処理対象廃棄物）

第４条　処理施設で処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

（１）組織市町の区域内において排出された家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、可燃性のもの

（２）その他組合長が処理することが必要であると認める廃棄物

（搬入者）

第５条　処理施設に廃棄物を搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は、次のとおりとする。

（１）組織市町

（２）事業者で、組織市町の通知に基づき組合長が認めた者

（３）組織市町が委託した者
（４）法に基づき、組織市町の長の許可を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
（５）その他組合長が特に認める者

（受入基準）

第６条　搬入者は、処理施設に廃棄物を搬入するときは、規則で定める基準（以下「受入基準」という。）に従わなければならない。

（受入拒否）

第７条　組合長は、搬入者が受入基準に従わないときその他規則で定める事項に該当するときは、当該搬入者が搬入する廃棄物の受入れを拒否することができる。

（使用料等の種類及び金額）

第８条　組合長が搬入者から徴収する使用料又は手数料は、次のとおりとする。

	種　　類	金　　額
使用料	洗車施設使用料	１回につき100円
手数料	計量カードの再交付	１件につき2,500円

２　使用料又は手数料は、申請のときに徴収する。

（使用料等の減免）

第９条　組合長は、特に必要があると認めたときは、使用料又は手数料を減免することができる。

（報告の徴収）

第１０条　組合長は、廃棄物を処理施設に搬入する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（損害賠償）

第１１条　処理施設に損害を加えた者は、組合長が相当と認める額を賠償しなければならない。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年12月１日から施行する。